

### 03 木製構造物に使用する木材について

本工事に使用する木材は、栃木県産木材とします。

ただし、設計図書において、現地発生材やその他特に指定した材料の使用を定められた場合は除きます。

#### 【栃木県産木材とは】

- ① 素材（原料となる木材）が栃木県産であり、その産地証明がなされた木材をいう。
- ② 製材及び加工（柱等に加工することや集成材に加工すること）は、栃木県内外を問わない。

参考資料：とちぎ木材利用促進方針（令和5年7月改正）